

承認第10号

専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月8日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月25日

中間市長 福田 浩



## 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の130を」の次に「、12月に支給する場合には100分の125を」を加え、同条第3項中「「100分の130」」の次に「及び「100分の125」」を加える。

第2条 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「6月に支給する場合には100分の130を、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の130」及び「100分の125」」を「「100分の127.5」」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(第1条関係)

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の130を、12月に支給する場合には100分の125を</u>乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」<u>及び「100分の125」</u>とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 (略)</p>

(第2条関係)

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130を、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」及び「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 (略)</p>